緑地の寄附に関する覚書

千葉市(以下「甲」という。)と株式会社拓匠開発(以下「乙」という。)は、緑地(千葉市中央区川戸町429番1の一部区域)について、都市における緑地保全のため、以下の事項について合意し、覚書を締結する。

(用語の定義)

- 第1条 この覚書における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1)「緑地」とは、千葉市中央区川戸町429番1(現況:山林)の一部区域で、本覚書第3条および第4条の要件を満たすものをいう。
- (2)「寄附」とは、乙が甲に緑地を無償で譲渡し、それを甲が受納すること。 乙が甲に寄附申込書を提出したのちに、甲乙双方で協議の上で寄附受納 日を決定し、甲が寄附受納日を明示した寄附受納書を乙に宛てて発行す る一連の手続きをもって行う。
- (3)「寄附受納日」とは、寄附申込みのあった緑地を甲が受納する日をいう。 所有権移転にあたり、この日を登記事項変更の原因日とする。

(寄附)

第2条 乙は甲に、令和6年11月末日までに緑地の寄附を申込み、甲は令和6年12月末日までに受納するものとする。

(緑地の規模および形状)

- 第3条 乙は、千葉市中央区川戸町429番1のうち一部区域を寄附するものとする(別紙図面のとおり)。
- 2 緑地は、道路(仁戸名町102号線)と接する形状のものとする。

(施設および立木)

第4条 乙は、寄附受納日までに、緑地に以下の施設を備えるものとする。その 詳細については、甲乙協議の上決定する。

施設の名称	数量	摘要
排水施設	1 式	緑地の雨水排水を集水し、区域外の公共下水道等の
		施設に接続するもの
出入口	4 か所	仁戸名町102号線沿いに2か所
		北東側(斜面下部)に2か所(現地に存するものを用
		いることができる)
駐車	1 か所	仁戸名町102号線沿いに設置
スペース		緑地管理車両駐車用、幅3m以上、面積50㎡以上
車止め	1 式	各出入口に一般車両が進入できないよう、必要に応
		じて設けるもの
園路	1式	各出入口と接続するもの

- 2 前項の施設に加えて、外柵の設置及び立木の伐採、剪定、補植の実施及びそ の範囲については、甲乙協議の上で決定する。
- 3 乙は、緑地の下草刈りを行った後、寄附を行うものとする。下草刈りの時期、 範囲等は、甲乙協議の上で決定する。

(その他)

第5条 乙が緑地の隣接地を開発する場合、開発地の雨水や土砂が緑地に影響 を及ぼさぬよう、開発地内で適正に処理するものとする。

(定めのない事項)

第6条 この覚書に定める事項について疑義を生じたとき又はこの覚書に定め のない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年2月29日

- 甲 千葉市中央区千葉港1番1号 千 葉 市 千葉市長 神 谷 俊 一
- 乙 千葉市中央区弁天二丁目20番20号 株式会社 拓 匠 開 発 代表取締役 工 藤 英 之